

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成28年7月定例会

平成28年8月3日

目 次

平成28年7月定例会

8月3日（水曜日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員指名	3
諸報告	3
議案上程（議第7号及び議第8号）	3
提案理由の説明……………広域連合長	3
補足の説明……………事業課長、会計管理者	4
決算審査意見の説明……………代表監査委員	9
質疑	9
討論	11
採決	11
議案上程（議第9号及び議第10号）	12
提案理由の説明……………広域連合長	12
補足の説明……………事務局次長、事業課長	12
質疑	13
討論	13
採決	14
議案上程（議第11号）	14
提案理由の説明……………広域連合長	14
補足の説明……………事務局次長	14
質疑	15
討論	16
採決	16
広域連合長あいさつ	16
閉会	17

○出席議員（15名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斎藤淳一	議員
3番	大山正弘	議員	4番	鈴木照一	議員
5番	秋葉征士	議員	6番	星川久	議員
7番	松田敏男	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	五十嵐智洋	議員	12番	田中貞一	議員
14番	本間信一	議員	15番	小松原俊	議員
16番	富樫透	議員			

○欠席議員（1名）

13番 丸山 至 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	中村一明
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	太田修
会計管理者	柏倉信一	事業課長	村山裕二
総務係長	伊藤寛	企画財政係長	渡辺和彦
資格管理係長	高橋英一	給付係長	志賀俊介

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	太田修
書記（兼務）	伊藤寛	書記	門脇直樹
書記	矢作悠香		

○議事日程第1号

平成28年8月3日（水）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
- 第5 議第7号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議第8号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第9号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第8 議第10号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第9 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 議席指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員指名

日程第4 諸報告

日程第5 議第7号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議第8号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議第9号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議第10号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定について

午後2時00分 開議

○議長（秋葉征士君） これより、7月27日告示招集されました平成28年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は丸山至議員であります。

出席議員は15名で、定足数に達しております。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

日程第1 議席指定

○議長（秋葉征士君） 日程第1 議席の指定を行います。

3月24日告示の選挙で新たに議員となられた田中貞一議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在御着席の議席を議席とします。

日程第2 会期の決定

○議長（秋葉征士君） 日程第2 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。
-

日程第3 会議録署名議員指名

- 議長（秋葉征士君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第59条の規定により、議長において指名をします。会議録署名議員に、12番 田中貞一議員、14番 本間信一議員を指名します。
-

日程第4 諸報告

- 議長（秋葉征士君） 日程第4 諸報告を行います。
監査委員から、平成28年2月から7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。
また、すでに配付をしております文書のとおり、平成28年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、報告されております。
以上で報告を終わります。
-

日程第5 議第7号及び日程第6 議第8号

- 議長（秋葉征士君） 日程第5 議第7号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第6 議第8号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので、一括して上程します。
提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘君） 議長。

提案理由の説明

- 連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第7号及び議第8号について提案理由を御説明申し上げます。両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するために提出するものであります。
一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。
初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は5億5,674万9,571円であり、歳出の支出済額合計は5億3,172万9,645円となることから、歳入歳出差引残額は2,501万9,926円となつ

ております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は1,575億3,945万6,889円であり、歳出の支出済額合計は1,535億9,148万2,428円となることから、歳入歳出差引残額は39億4,797万4,461円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には平成28年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書とあわせて、決算の内容について事務局より御説明を申し上げます。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） それでは、平成27年度主要な施策の成果報告書について、その概要を御説明申し上げます。別冊の成果報告書をお願いいたします。

1ページをごらんください。1 被保険者の状況について申し上げます。平成27年度末の被保険者数は19万2,258人で、前年度より897人増加しており、山形県の人口に占める割合は17.12%、前年度比0.2%の増であります。負担区分別では、低所得者の割合が増加しております。

2ページであります。2 保険財政の状況につきましては、決算状況で説明いたしますので省略させていただきます。

次に3ページをごらんください。3 保険給付事業でございます。給付費が1,460億円ほどで、前年度比46億1,088万3,900円の増、3.26%の伸びとなっております。

4ページをごらんください。件数でございますが、約602万件で前年度比10万件ほどの増、1.70%の伸びとなっております。また、中段以降に、平成27年度の給付費の詳細を記載しております。(1)療養給付費を見ますと、医科入院の件数は全体の2.47%とわずかですが、給付額では45.7%と大きな割合を占めております。

次に5ページをごらんください。(2)療養費の内訳でございます。主に、柔整療養費及びあんまマッサージ費でありまして、2つの合計件数で約88%、給付額で約80%と高い割合にあります。5ページ中段に、参考としまして1人当たり年間平均給付額を記載してございます。前年度比2万1,263円、率にして2.88%の伸びとなっております。

6ページであります。(3)審査支払手数料と(4)電算処理手数料でございます。全国の広域連合の状況などを参考にしながら、委託先の国保連合会と毎年協議を行っております。その結果、審査支払手数料につきましては平成27年3月審査分から1件当たりの手数料が3円の減額となっております。

次に7ページでございます。4 保健事業でございます。健康診査事業及び歯周疾患検診事業等を実施しております。(1)健康診査事業につきましては、県内全市町村に委託して実施しております。目標受診率を22%としておりますが、前年度は3万6,230人が受診し、受診率は

20.50%、前年度比0.79%の伸びとなっております。(2) 歯周疾患検診事業につきましては、平成22年度から実施している事業でございます。歯の喪失を予防するとともに生活習慣病等の悪化を防止し、健康で質の高い生活が送れるように、前年度75歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しております。前年度は1,141人が受診し、受診率は9.76%、前年度比1.55%の伸びとなっております。

8ページ中段でございます。(3) 疾病分類別統計作成作業につきましては、疾病状況及び医療費の実態を把握することにより、市町村の保健事業への活用と被保険者の健康づくりのため、創意工夫により積極的に取り組む各種事業の一助とするとともに、広域連合の事業運営に資するための基礎資料として作成しております。(4) レセプトデータ分析・保健事業提案事業につきましては、平成27年度新規事業でございます。レセプトデータと特定健診データ等を活用することで、被保険者の健康状態や疾病構成、医療費の現状等を把握し、後期高齢者の課題を明確にしなが、効果的かつ効率的な保健事業の推進を図るための基礎資料とするものであります。

次に9ページをごらんください。5 医療費適正化事業について申し上げます。(1) レセプト点検事業でございます。医療費を適正に支払うため、その業務を国保連合会に委託して実施しております。件数、金額とも前年度比1.40%の伸びとなっております。

10ページでございます。(2) 医療費通知事業でございますが、健康に対する意識を深めていただくとともに、医療費の抑制のため医療費通知を7月、11月、3月の年3回、受診履歴のある被保険者すべてに送付しております。(3) ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業につきましては、平成23年度から実施しております。利用促進が図られていることから、平成27年度から年1回通知に変更いたしました。これまでの取り組み結果といたしまして、ジェネリック医薬品利用状況につきましては、今年3月時点の数量ベースで68.1%となっております。

次に11ページをごらんください。(4) 第三者行為求償事務事業につきましては、交通事故に係る求償事務を国保連合会に委託して実施しており、1億2,590万円ほどの収納がございました。

12ページをごらんください。6 電算処理システム運用支援業務委託事業について申し上げます。後期高齢者医療制度の運用業務を能率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を国保連合会に委託して実施しております。また、マイナンバー制度に対応できますように、標準システムの改修を国保連合会に委託し実施しております。7 被保険者証等作成及び封入封かん業務委託につきましては、8月1日の被保険者証の一斉更新にあわせ、被保険者証の作成及び制度説明リーフレット等の封入封かん業務を委託して実施しております。

次に13ページをごらんください。8 制度広報周知事業について申し上げます。制度広報を効果的かつ効率的に実施するため、市町村と連携しながら随時適切な広報を行っております。制度の理解を一層深めるため、パンフレット、リーフレットに加えホームページも利用するなど積極的な広報に努めております。特に、パンフレットやリーフレットの作成に当たりましては、市町村担当者の意見、要望を反映しながら、毎年改善に努めております。9 長寿医療懇談会について申し上げます。本広域連合の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見をいただくことを目的として開催しております。昨年度は9月14日、12月7日の2回開催し、運営状況、次期特定期間、平成28年、29年度の保険料率などについて報告するとともに、今後の制度の運営等について懇談していただいております。懇談会の委員数

は10名となっております。

14ページであります。10市町村後期高齢者医療に対する補助事業でございます。制度広報や説明会などに14市町村から取り組んでいただき約54万円、きめ細やかな相談のための体制の整備として2市町村から相談スペース等の整備をしていただき約30万円を交付しております。また、長寿・健康増進事業では、保健師や看護師による健康相談事業及び健康増進施設を利用した運動、講話、休養等を取り入れた健康増進事業などに5市町村から取り組んでいただき約586万円を交付いたしました。なお、長寿・健康増進事業として実施してまいりました肺炎球菌予防接種事業が、平成26年10月以降接種分から市町村事業となったことから、前年度比55.30%の大幅な減となっております。

以上、平成27年度主要な施策の成果報告の説明とさせていただきます。なお、決算につきましては説明員を交代させていただきます。

○会計管理者（柏倉信一君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 柏倉会計管理者。

○会計管理者（柏倉信一君） それでは、平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをごらんください。初めに、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款分担金及び負担金でございますが、これは市町村からの事務費負担金であり、合計では、調定額、収入済額とも同額の5億2,510万9,000円となっております。2款財産収入でございますが、これは財政調整基金及び臨時特例基金に係る利子収入で、収入済額は1万1,525円でございます。3款繰入金の収入済額はありませんでした。4款繰越金でございますが、これは平成26年度からの繰越金であり、収入済額は3,119万2,271円でございます。

14ページ、15ページをごらんください。5款諸収入でございます。1項預金利子の収入済額は2万1,099円でございます。次の2項雑入の収入済額は41万5,676円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億5,717万1,000円に対し、調定額は5億5,674万9,571円であり、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

16ページ、17ページをごらんください。歳出について御説明申し上げます。1款議会費の支出済額は50万8,028円でございます。2款総務費でございます。16ページから19ページまでとなります。

19ページをごらんください。一番上の表、1項総務管理費の支出済額合計は2億317万8,950円であり、931万3,050円の不用額となっております。これは、派遣職員人件費負担金などが見込みを下回ったためでございます。次の2項選挙費の支出済額は2万4,000円でございます。3項監査委員費の支出済額は7万938円でございます。

20ページ、21ページをごらんください。3款民生費でございます。支出済額は3億2,794万7,729円であり、1,092万7,271円の不用額となっております。これは、

特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。4款予備費でございますが、支出済額はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額5億5,717万1,000円に対し、支出済額は5億3,172万9,645円であり、2,544万1,355円の不用額となりました。

次に22ページ、23ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款分担金及び負担金でございますが、これは、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金等であり、合計では、調定額、収入済額とも同額の227億9,151万9,750円となっております。2款国庫支出金でございます。1項国庫負担金の収入済額合計は383億6,338万5,156円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ約24億1,000万円の増となっております。

24ページ、25ページをごらんください。2項国庫補助金の収入済額合計は165億277万5,894円でございます。これは、1目調整交付金で広域連合間における所得の格差是正のためなどに交付される普通調整交付金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ約9億7,000万円の増となっております。

26ページ、27ページをごらんください。3款県支出金でございます。1項県負担金の収入済額合計は124億516万9,241円でございます。次の2項県財政安定化基金支出金の収入済額はありません。これは、財政リスクがなかったためでございます。4款支払基金交付金でございますが、これは現役世代からの支援金であり、収入済額は601億1,529万1,000円となっております。

28ページ、29ページをごらんください。5款特別高額医療費共同事業交付金の収入済額は2,460万9,615円でございます。6款財産収入の収入済額は47万4,542円でございます。7款繰入金でございます。1項一般会計繰入金の収入済額は3億2,794万7,729円でございます。これは、一般会計からの事務費繰入金となっております。次の2項基金繰入金の収入済額は5億4,569万4,446円でございます。

30ページ、31ページをごらんください。8款繰越金の収入済額は63億2,049万144円でございます。これは、平成26年度からの繰越金となっております。9款諸収入でございます。1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は94万1,080円でございます。次の2項預金利子の収入済額は323万9,860円でございます。

32ページ、33ページをごらんください。3項雑入でございます。収入済額合計は1億3,791万8,432円でございます。なお、2目返納金で収入未済額が20万8,545円ございます。これは、被保険者の所得更正に伴い、窓口負担割合が1割から3割に変更になったため、その差額分の返還請求を行っていますが、年度内に返納されなかった額でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1,545億240万円に対し、調定額は1,575億3,966万5,434円であり、収入済額は1,575億3,945万6,889円で、収入未済額は20万8,545円でございます。不納欠損額はありませんでした。

続きまして、34ページ、35ページをごらんください。歳出について御説明申し上げます。1款総務費でございます。1項総務管理費の支出済額は3億3,329万8,430円であり、

1, 457万4, 349円の不用額となっております。これは、電算処理システム関連委託料などが見込みを下回ったことなどによるものでございます。

36ページ、37ページをごらんください。2款保険給付費でございます。1項療養諸費の支出済額合計は1, 443億4, 808万6, 436円であり、6億8, 852万3, 564円の不用額となっております。これは、1目療養給付費で給付費の増加により不足が見込まれたため増額補正を行いましたが、結果的に不用額が生じたものでございます。次の2項審査支払手数料の支出済額は3億9, 374万1, 740円であり、1, 893万2, 260円の不用額となっております。これは、国保連合会に委託しておりますレセプト審査支払手数料で実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

38ページ、39ページをごらんください。3項高額療養諸費でございます。支出済額合計は11億918万4, 300円でございます。4項その他医療給付費の支出済額は5億9, 730万円でございます。

40ページ、41ページをごらんください。3款県財政安定化基金拠出金の支出済額は6, 239万6, 000円でございます。4款特別高額医療費共同事業拠出金の支出済額合計は3, 040万9, 990円でございます。

42ページ、43ページをごらんください。5款保健事業費の支出済額合計は3億3, 104万557円であり、4, 234万3, 443円の不用額となっております。これは、健診事業等につきまして目標に届かなかつたことなどによるものでございます。6款基金積立金でございます。1項1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、支出済額はありませんでした。次に、2目医療給付費等準備基金積立金の支出済額は13億5, 746万3, 542円でございます。

44ページ、45ページをごらんください。7款諸支出金の支出済額合計は50億2, 856万1, 433円でございます。8款予備費でございますが、5, 779円を1款総務費の1項1目一般管理費における旅費に充用をいたしております。以上、歳出合計は、予算現額1, 545億240万円に対し、支出済額は1, 535億9, 148万2, 428円であり、9億1, 091万7, 572円の不用額となりました。

続きまして、48ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。一般会計でございます。3歳入歳出差引額は2, 501万9, 000円であり、4翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5実質収支額は2, 501万9, 000円となりました。全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

49ページをごらんください。特別会計でございます。3歳入歳出差引額は39億4, 797万4, 000円であり、4翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5実質収支額は39億4, 797万4, 000円となりました。全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

52ページをごらんください。財産に関する調書でございます。1公有財産、2物品、3債権につきましては、該当ございません。

53ページをごらんください。4基金の(1)後期高齢者医療制度臨時特例基金でございます。これは、国から交付される臨時特例交付金を積み立てて、低所得者や社会保険の被扶養者であった方の保険料軽減などの財源として活用するものでございます。平成27年度で基金を終了しておりますので、決算年度末現在高は0円でございます。決算年度中増減高2億1, 800万952円の減は、基金の目的に沿って取り崩した金額でございます。次に、(2)の財政調整基金でございま

す。これは、突発的なシステム改修などに備えるため平成19年度市町村事務費精算金の一部を積み立てたものでございます。決算年度中増減高1,046万5,031円の増は、平成26年度市町村事務費精算金の一部と預金利子を新たに積み立てたものでございます。この結果、決算年度末現在高は2,000万4,033円となりました。(3)の給付費等準備基金でございます。これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため積み立てたものでございます。決算年度中増減高の10億2,977万7,542円の増は、平成26年度の決算剰余金の一部積み立てと預金利子の増、特別会計への繰り出しによる減の結果でございます。この結果、決算年度末現在高は27億5,429万8,542円となりました。

以上、平成27年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要であります。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、議第7号及び議第8号の議案2件に関しまして、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（中村一明君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 中村代表監査委員。

決算審査意見の説明

○代表監査委員（中村一明君） 議第7号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び議第8号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての決算審査の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成27年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月14日付けで広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査に当たりましては、55ページ、第3 審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についてもおおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略をいたします。

高齢者医療を取り巻く環境は、高齢化の進展による被保険者の増加や医療の高度化による医療費の増大により今後も厳しい状況が続くものと考えられますが、県内各市町村及び関係機関との緊密な連携を図り、医療費適正化の推進について引き続き尽力され、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、公正かつ適正な事業運営に一層努力されることを望み、決算審査の意見といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（秋葉征士君） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） 主要な施策の成果報告書の5ページ、療養費の内訳というのがあるんですけども、柔整療養費について、どのような症状の方にどのような治療を行ったという内容についてお尋ねします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） お答え申し上げます。柔整療養費につきましては、要するに柔道整復師の施術所に行って処置を受けた、そのかかった費用に対する支出というふうなことでございます。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） その中には、電気治療のようなものも含まれますか。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） お答え申し上げます。含まれております。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） 今、監査委員から医療費適正化ということでありました。やはり、いろいろ精査していかないと、むだとは言わないまでも、これは果たして病気なのかなというふうな治療も見受けられるんですね。それには電気治療というのも私あると思うんですが、柔整に限らず、一般開業医の整形などでも、電気治療のみ行っている患者たくさんいらっしゃる。例えば、整形外科、民間の開業医に行くと、車がいっぱいあっていや混んでるのかなと思って、行ってみると、そうではないと。そうすると、3分の2ぐらいの患者さんが電気治療のコーナーに行かれて、ここは

もちろん係員はいますけども、ドクターはたぶんもう見ていないようだと思うんですが、そうやってかなり、聞いてみますと、しょっちゅう来ているんだというふうなことでいらっしゃって、私これでこんなに、急を要する患者なのかなというふうに思う方もいらっしゃるんですが、その辺はどのように認識されておられますか。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） お答え申し上げます。やはりあの、1回で治らないというふうなケースだと思われま。ですから、言葉は悪いですが毎日のように行って、電気をかけてらっしゃるとい方がたぶん多いのだろうというふうにとらえておりますが、医療費通知等で、その辺もこちらのほうで年3回ほど出してございますので、被保険者の方はそれで資料を見ていただければなと考えておりますが、請求書のほうでその辺の点検はこちらのほうでさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） ぜひですね、むだのないように、厳しく精査していただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第5 議第7号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第6 議第8号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議案2件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議第7号及び日程第6 議第8号の議案2件については、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第7 議第9号及び日程第8 議第10号

○議長（秋葉征士君） 日程第7 議第9号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第8 議第10号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

提案理由の説明

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第9号及び議第10号について提案理由を御説明申し上げます。

議第9号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,501万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,982万8,000円とするものであります。

議第10号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41億671万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542億1,480万9,000円とするものであります。

詳細については、事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） 初めに、議第9号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入歳出にそれぞれ2,501万9,000円を増額計上し、総額5億5,982万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、別冊平成28年度歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。事項別明細書の3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、4款1項1目繰越金に2,501万9,000円を増額計上しております。平成27年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額を本年度の繰越金とするための補正でございます。歳出補正につきましては、2款1項1目一般管理費のうち23節償還金利子及び割引料に歳入と同額の2,501万9,000円を増額計上しております。これは、平成27年度に納入いただいた市町村負担金のうち事務費分の精算

に伴う返還金であります。

議第9号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については以上であります。

議第10号につきましては説明員を交代いたします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 続きまして、議第10号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをごらんください。歳入歳出総額にそれぞれ41億671万9,000円を追加し、1,542億1,480万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入について申し上げます。1款1項市町村負担金でございますが、平成27年度市町村療養給付費負担金の精算に伴い、市町村から追加で納入していただく額1億5,874万5,000円を増額するものであります。8款1項繰越金でございますが、平成27年度の繰越金として39億4,797万4,000円を追加計上するものであります。この繰越金は、歳出において準備基金積立金と国等への返還金となります。

次に、歳出について申し上げます。6款1項基金積立金でございます。平成27年度剰余金と国等への返還金との差額8,210万1,000円及び市町村から追加納付していただく1億5,874万5,000円の合計額2億4,084万6,000円を医療給付費等準備基金積立金として積み立てるため、増額補正を行うものであります。7款1項償還金及び還付加算金でございますが、療養給付費負担金等につきまして、給付費実績に基づき、平成27年度分負担金等を精算し、返還金として38億6,587万3,000円を国、県、支払基金、市町村に返還するものであります。

以上、特別会計補正予算の説明でございます。よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第7 議第9号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)及び日程第8 議第10号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案2件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 御異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議第9号及び日程第8 議第10号の議案2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第9 議第11号

○議長(秋葉征士君) 日程第9 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定についてを上程いたします。

提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

提案理由の説明

○連合長(佐藤孝弘君) ただいま上程されました議第11号について提案理由を御説明申し上げます。

議第11号につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会の設置等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

詳細については、事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長(太田修君) 議長。

○議長(秋葉征士君) 太田事務局次長。

○事務局次長(太田修君) 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定について御説明申し上げます。

議案書7ページをお願いします。行政処分に対し、住民が行政庁に不服を申し立てる手続を定めた行政不服審査法が、公平性の向上や救済手段の拡充等を目的に全面改正され、平成28年4月1

日に施行されたところであります。主な改正内容は、不服申し立ての種類を審査請求に一元化したことや審理手続における公正性の向上を目的とした審理員制度の新設、公正な審査を行うための第三者機関への諮問手続の新設、さらに審査請求期間の延長の4点であります。

これを受け、当広域連合といたしましては、法第81条第2項の規定に基づき、第三者機関である山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の設置と関連する手続等における資料等の写しに係る手数料の設定などを規定した山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例を整備するものであります。施行日は公布の日からとしております。

以上、山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定についての説明とさせていただきます。御審議の上、御決議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） 4条の関係で委員5人以内をもって組織するというふうになっておりますけれども、このメンバーについてどういう選定になるのかあるいはこの公表についてはどうなるのか、その内容についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（秋葉征士君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。第4条、審査委員は委員5人以内をもって組織すると、このメンバーについてはどうなるのかというふうな御質問かと思っております。まず、この審査会については、本広域のほうでは、審査会の設置について常設と非常設の二通りの形態が考えられますが、本審査会については、広域のほうでは非常設ということで、事件ごとに設置するものというふうに規定しております。今後、この審査委員については、有識者等を中心に選定することになろうかと思っておりますが、事件が発生した際に、また改めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。御了承をお願いします。

○議長（秋葉征士君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） 一定理解をしたいと思っておりますが、やはりその、現在のところ今までこのような事例がないということで来ているわけですが、有事の際のその迅速な対応という部分ではですね、内々に、すぐ対応ができるような体制づくりというものが必要だというふうに思っておりますので、その辺はぜひとも連合長を中心にしながら進めていただきたいということを申し上げておきます。

○議長（秋葉征士君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第9 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の設定についてを原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議第11号については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋葉征士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

広域連合長あいさつ

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の7月定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定いただきましてまことにありがとうございます。議員の皆さまには、今後とも後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成20年4月の制度開始時に17万6,616人であった被保険者が、現在約19万2,000人となり、それに伴って保険給付費も年々増加している状況でございます。こうした中、当広域連合といたしましては、医療費の適正化や市町村と連携した保健事業の充実化を図りながら、健全財政と円滑な制度運営を維持し、高齢者の安心で健やかな生活の確保に努めてまいります。

皆さまにおかれましては、引き続き当広域連合の運営に対しお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（秋葉征士君） 以上で平成28年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時59分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 秋 葉 征 士

署名議員 田 中 貞 一

署名議員 本 間 信 一

